

新 3 力 年 計 画

(R3. 4. 1～R6. 3. 31)

令和 3 年 3 月

宮城県中小企業団体中央会

目 次

○新3カ年計画策定委員会実施スケジュール1
○新3カ年計画策定委員会委員名簿2
○中央会新3カ年計画策定にあたって（委員長 針生 英一）3
○中央会新3カ年計画に寄せて（顧問 佐藤 勘三郎）4

新3カ年計画 (R3.4.1～R6.3.31)

I 県内の中小企業組合と会員企業の現状と課題5
II 新3カ年計画の内容11
1. 中央会の使命・役割11
2. 基本理念12
3. 行動指針12
4. 活動目的13
①新規事業13
②強化事業13
5. 強化する機能（中核機能）13
6. 4つの重点方針14
7. その他付帯重点事項15
III 新規事業の内容16
1. 宮城県補助事業16
2. 国・全中事業（第3次補正予算）16
3. 振興事業17
IV 組織体制（業務分担）18
1. 総合調整部18
2. 連携推進部18
3. 運営支援部19
V 令和3年度実施事業構成20

新 3 カ年 計画策定委員会 実施スケジュール

[委員会]

第1回委員会	令和2年 7月 1日	於：宮城県中小企業団体中央会
第2回委員会	令和2年 7月 16日	於：宮城県中小企業団体中央会
第3回委員会	令和2年 7月 30日	於：宮城県中小企業団体中央会
第4回委員会	令和2年 8月 5日	於：宮城県中小企業団体中央会
第5回委員会	令和2年 8月 12日	於：宮城県中小企業団体中央会
第6回委員会	令和2年 8月 18日	於：宮城県中小企業団体中央会
第7回委員会	令和2年 8月 26日	於：宮城県中小企業団体中央会
第8回委員会	令和2年 9月 2日	於：宮城県中小企業団体中央会
第9回委員会	令和2年 10月 8日	於：宮城県中小企業団体中央会
第10回委員会	令和2年 10月 27日	於：宮城県中小企業団体中央会
第11回委員会	令和2年 12月 24日	於：宮城県中小企業団体中央会
第12回委員会	令和3年 2月 15日	於：宮城県中小企業団体中央会
第13回委員会	令和3年 3月 15日	於：宮城県中小企業団体中央会

[外部委員による講習会]

第1回 令和2年 8月 19日 オンライン研修

[計画策定に係る経過説明（移動中央会）]

第1回説明会	令和2年 9月 15日	於：仙台市 勝山館
第2回説明会	令和2年 10月 13日	於：石巻市 石巻グランドホテル
第3回説明会	令和2年 10月 16日	於：白石市 ベネシアンホテル白石蔵王

[若手経営者との意見交換]

開催日時 令和3年 2月 1日 於：仙台市 江陽グランドホテル

[計画策定に係る経過説明（事務局長懇話会）]

開催日時 令和3年 2月 10日 於：仙台市 TKP ガーデンシティ仙台西口

新3ヵ年計画策定委員会
委員名簿

(順不同・敬称略)

[顧問] 会長 佐藤 勘三郎 宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合 理事長

[委員長] 副会長 針生 英一 宮城県印刷工業組合 理事長

[委員] 事務局長 渡邊 秀己 宮城県中小企業団体中央会

連携推進課長 佐野 智之 " 連携推進部

主任主査 千葉 誠一 " 総合調整部総合調整課

主任主査 間 忠行 " 運営支援部運営支援第二課

主任主査 手代木 貴夫 " 連携推進部連携推進課

[外部委員] 柿崎 平 株式会社日本総合研究所 研究員

内田 進 神奈川県中小企業団体中央会 企画情報部長代理

中央会新3か年計画策定にあたって

宮城県中小企業団体中央会 副会長
新3か年計画策定委員長 針生英一



コロナ禍のなか約1年をかけて新3か年計画を策定することが出来ました。まずもって職員・関係者の皆様に御礼を申し上げます。

本計画は、宮城県中央会にとって非常に重要なターニングポイントになると思っています。中小企業を取り巻く環境が激変している昨今、個々の企業のビジネスモデルの在り方が問われています。新たな商品やサービスの開発、そして販売チャネルの開拓、デジタル化対応など、企業を取り巻く課題がより高度化・複雑化しており、企業は正解が見えないことへの対応を迫られています。

そのような状況のなかで、中央会をはじめとする様々な支援機関も自己改革が求められています。高度経済成長時代から延々と続いてきた所謂「指導モード」＝組合員の事業が発展していることを前提とした事務指導中心のやり方の時代は過ぎ去り、これからは「支援モード」＝組合員の事業を開発するための個別具体的で高度な伴走型支援（ハンズオン支援）を目指していかなければなりません。

そのためには、職員の意識改革やスキルアップが欠かせませんし、私たち理事会の役割も職員とのコミットメントを深めつつ、変わっていかないといけないのだろうと思います。今回、3か年計画ということになっていますが、組織が一朝一夕に体質改善が図れるものではありませんので、時間はかかると思いますが、諦めることなく宮城県中央会なりの「支援モード」を追求していく必要があると思います。理事・会員の皆さんのご理解、ご協力を是非よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、今回の計画策定にあたり、日本総合研究所の柿崎平氏、神奈川県中央会の内田進氏にもメンバーとして加わっていただき、外部から貴重な助言をいただきながら取りまとめることが出来ました。改めてお二人に御礼を申し上げます。今回の新3か年計画が中央会傘下の組合・組合員の発展に寄与していくことを祈念し、挨拶とさせていただきます。

中央会新3か年計画策定に寄せて

宮城県中小企業団体中央会 会長
新3か年計画策定委員会顧問 佐藤勘三郎



今回の「新3か年計画」は従来の中期計画とは一線を画すものです。これまでの3か年計画はビジネス環境が変化する中でも「同時代性」の下、ある程度先が予見できる中で作られてきました。今回のバージョンはコロナパンデミックで国民の生活様式（ひいては企業様式）が変わることの可能性の中での策定であります。ニューノーマルと言われる新しい生活動態がどのように変わるのか、そしてそれにより私たちのビジネスを取り巻く環境がどのように変化するのか、現状ではなかなか見通すことができません。それでもいくつかの些細な事象を積み上げながら作り上げる事は可能です。

新年の各新聞の社説を一通り読むと今年を代表するワードは「分断と格差」であることに気が付きます。国際政治も市民社会も国内経済もすべてそれから逃れることはできません。近頃新聞に「K字の傷」という言葉が頻繁に出てきます。富める者がさらに富み、貧しい者がさらに困窮する。格差の拡大に歯止めがかからず、上向きと下向きに差が開く。図式で見るとまさにK字を表しております。コロナ禍における企業においても同様です。影響を大きく受けた資金繰りに窮する企業がある中で過去最高益をはじき出す企業も少なくありません。業種や規模による「格差」がコロナによって浮き上がってきました。このような不健全化が進む経済状況下で最も大切なのは「共助」であると確信しております。

中小企業団体中央会はまさに同業組合や企業を結ぶ共助を担っております。また中央（政府）から地方（宮城県）、そして組合（企業）への橋渡し役も担います。国から示された指針や制度を分かりやすく解きほぐし会員へ伝えるのも大切な役割です。中央会に期待される役割は小さくないと思います。しかしそれだけでは今までの焼き直しにすぎません。想定の範疇です。企業環境の激変に対応するには常に新しい事象にも挑戦しなくてはなりません。期待を良い意味で裏切る強烈な力が必要です。この3か年計画では思い切った改革を前提に会員の皆様の満足をさらに高められるように策定を進めます。

それを成すには私たち執行部や職員の意識改革が欠かせません。弛みない自己研鑽と研究によってこそ会員の皆様へフィードバックできる情報が身に着くものと考えます。また類似する経済団体も多い中で中央会独自の存在感（プレゼンス）を発揮する必要があります。そのためには諸課題から逃げることなく積極的に発言する必要性があります。「同一労働・同一賃金」や「最低賃金の考え方」「男女共同参画」そして「カーボンニュートラル」に至るまで今まで大企業中心に語られることの多かった問題にも言及しながら中小企業としての着地点を作りたいと思っております。

どうぞ皆様からも様々なご意見をいただき意味のある計画にしていきたいと存じます。

I 県内の中小企業と中小企業組合の現状と課題

1. 中小企業情報連絡員報告による景況

東日本大震災から10年が経過し復興の第2ステージを迎える中、令和2年1月以降、新型コロナ感染症の拡大が県内経済に深刻な打撃を与え続け、その影響は現在も継続中であり、中小企業及び組合の経営環境は非常に厳しい状況にあり、今後も予断を許さない。

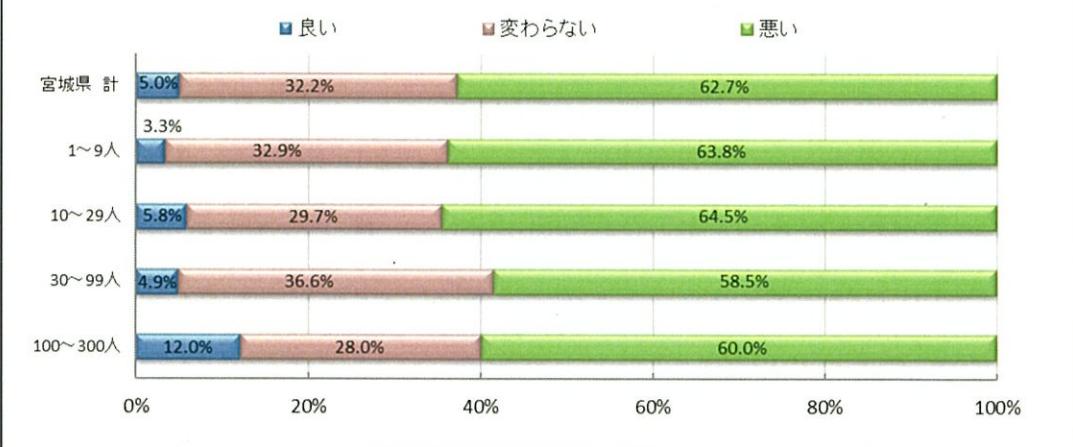
本会の実施する中小企業情報連絡員報告によれば、令和2年4月に悪化指数が最も高く（前年同月比80.5%、前月比78.0%）その後、徐々に回復傾向が続いたが、秋以降の感染第3波とともに悪化指数が上昇し最高値は11月に前年同月比69.0%、1月に前月比62.5%を記録するなど景気回復の兆しは見えていない。（情報連絡員報告令和3年2月）

2. 労働事業実態調査による景況

① 1年前と比較した経営環境

本会の令和2年度労働事情実態調査の「1年前と比較した経営状況（規模別）による」と、「悪い」と回答したのが62.7%と最も多く、次いで「変わらない」32.2%、「良い」が5%の順であった。従業員規模別で見ると、「良い」の比率は「100人～300人」が12.0%と最も多く、次いで「10人～29人」が5.8%となっている。一方で、「悪い」の割合は全ての従業員規模で5割を超える結果となった。

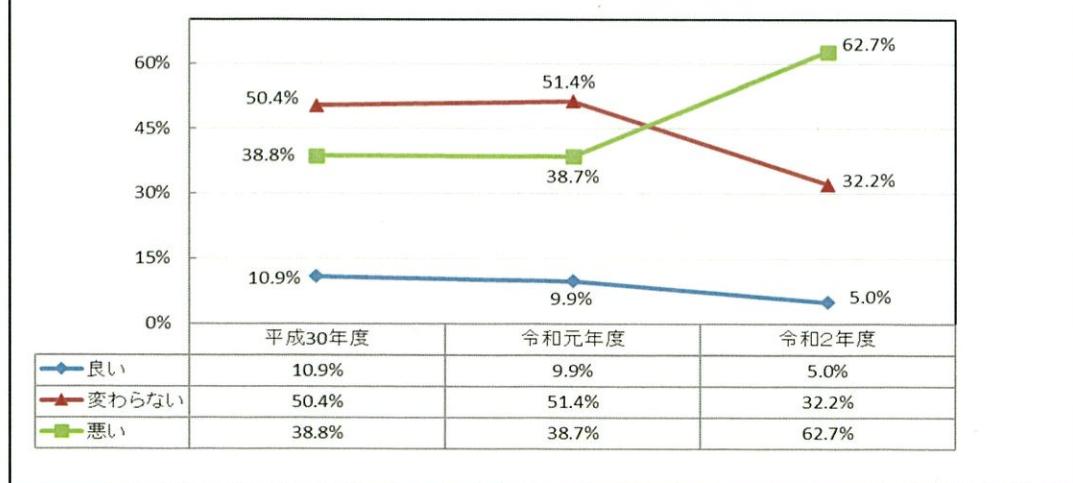
図3 1年前と比較した経営状況（規模別）



② 経営状況の3年間の推移

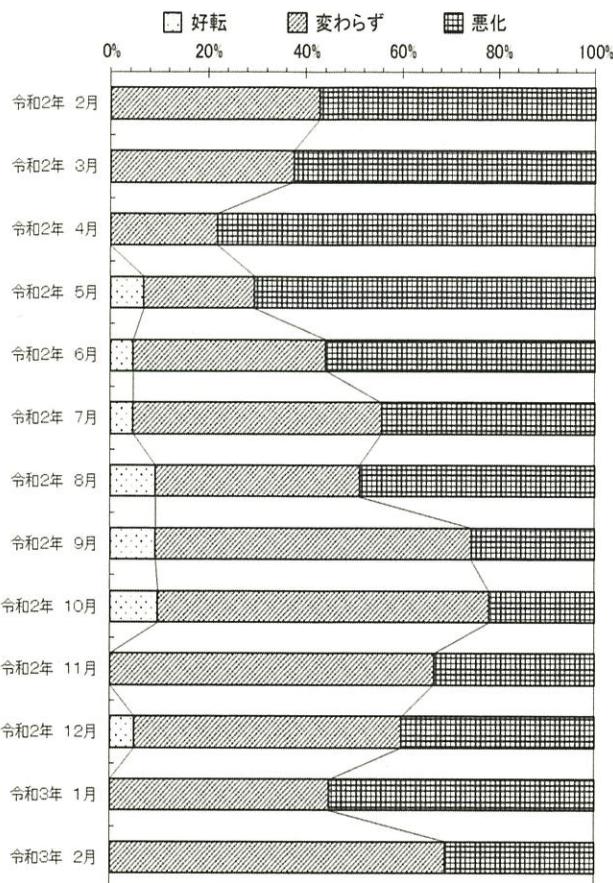
直近3年間で、令和2年度は「良い」が5.0%と最低となっている。一方で「悪い」は令和元年より24.0%増加し最高率となり、「変わらない」は19.2%減少した。

図4 経営状況の3年間の推移（景況感）



情報連絡員報告（令和3年2月分）

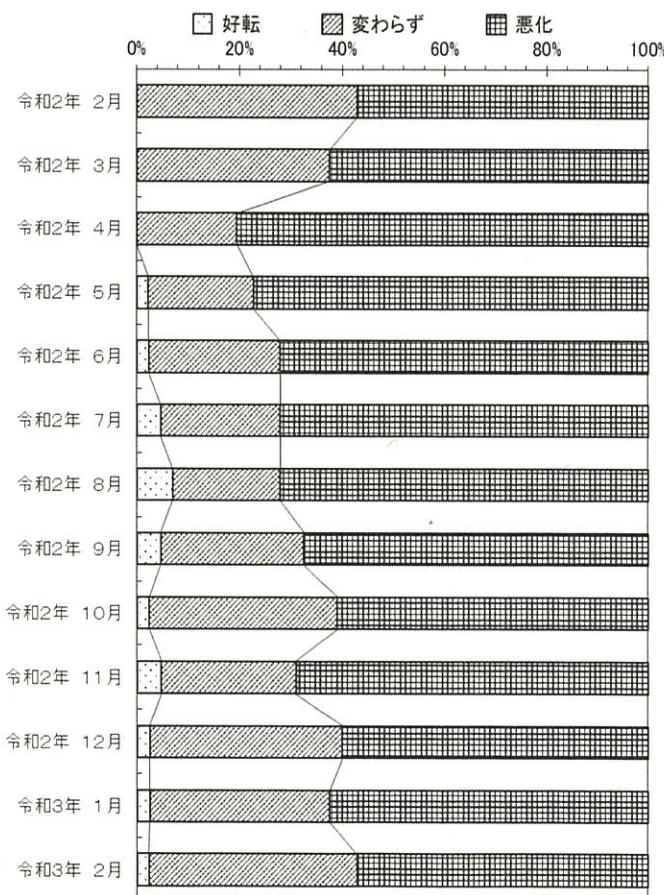
中小企業情報連絡員報告による景況（前月比）



数字は回答数。（）内は構成比%

月	好転	不变	悪化
令和2年 2月	0 (0.0)	18 (42.9)	24 (57.1)
令和2年 3月	0 (0.0)	15 (37.5)	25 (62.5)
令和2年 4月	0 (0.0)	9 (22.0)	32 (78.0)
令和2年 5月	3 (6.8)	10 (22.7)	31 (70.5)
令和2年 6月	2 (4.7)	17 (39.5)	24 (55.8)
令和2年 7月	2 (4.7)	22 (51.2)	19 (44.2)
令和2年 8月	4 (9.3)	18 (41.9)	21 (48.8)
令和2年 9月	4 (9.3)	28 (65.1)	11 (25.6)
令和2年 10月	4 (9.8)	28 (68.3)	9 (22.0)
令和2年 11月	0 (0.0)	28 (66.7)	14 (33.3)
令和2年 12月	2 (5.0)	22 (55.0)	16 (40.0)
令和3年 1月	0 (0.0)	18 (45.0)	22 (55.0)
令和3年 2月	0 (0.0)	29 (69.0)	13 (31.0)

中小企業情報連絡員報告による景況（前月同月比）

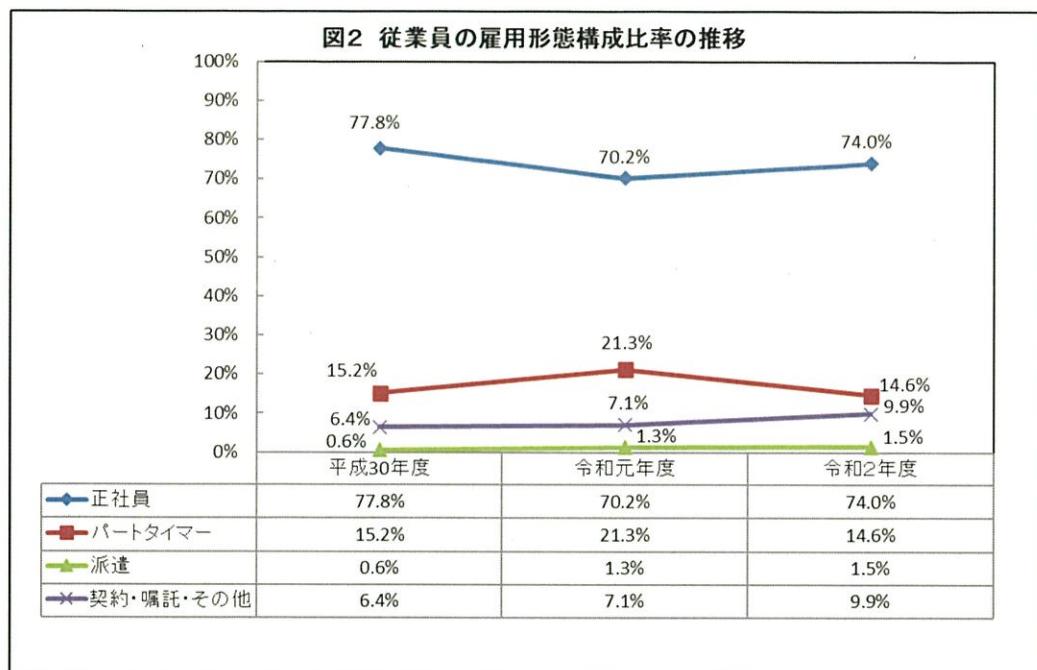


数字は回答数。（）内は構成比%

月	好転	不变	悪化
令和2年 2月	0 (0.0)	18 (42.9)	24 (57.1)
令和2年 3月	0 (0.0)	15 (37.5)	25 (62.5)
令和2年 4月	0 (0.0)	19.5 (8)	80.5 (33)
令和2年 5月	2.3 (1)	20.5 (9)	77.3 (34)
令和2年 6月	2.3 (1)	25.6 (11)	72.1 (31)
令和2年 7月	4.7 (2)	23.3 (10)	72.1 (31)
令和2年 8月	7.0 (3)	20.9 (9)	72.1 (31)
令和2年 9月	4.7 (2)	27.9 (12)	67.4 (29)
令和2年 10月	2.4 (1)	36.6 (15)	61.0 (25)
令和2年 11月	4.8 (2)	26.2 (11)	69.0 (29)
令和2年 12月	2.5 (1)	37.5 (15)	60.0 (24)
令和3年 1月	2.5 (1)	35.0 (14)	62.5 (25)
令和3年 2月	2.4 (1)	40.5 (17)	57.1 (24)

③従業員の雇用形態構成比の推移

令和元年と比較すると、「パートタイマー」は 6.7% 減少しているが、「正社員」は 3.8% 増加している。3 年間の推移では「契約・嘱託・その他」及び「派遣」が増加傾向にある。



3. 組合実態調査による組合の現状

①年代別組合数と組合員数

県内の組合数は、昭和 56 年の 675 組合をピークに下降傾向が続いているが、特に東日本大震災以降、減少ペースが加速しつつある。一方で、組合員数は組合数が減少する中でも上昇・安定傾向にあり、組合が解散した場合、その組合員が何らかの形で別の組合に所属しているためと思われる。なお、令和元年度現在、企業数が約 14 万 1 千社となっており、宮城県内の企業数約 11 万社を上回っているのは、企業が複数の組合に所属しているためである。(年代別組合と組合員数参照)

②組合設立年代別状況

県内の組合設立件数は、昭和 49 年 (18 件) と平成 7 年 (17 件) にあり、その後下降傾向にあり、震災後の平成 23 年 (13 件)、平成 24 年 (13 件)、平成 25 年 (14 件) と安定傾向が続いたが、その後は再び下降傾向で年間 10 件以内の設立が続いている。

(組合設立年別状況参照)

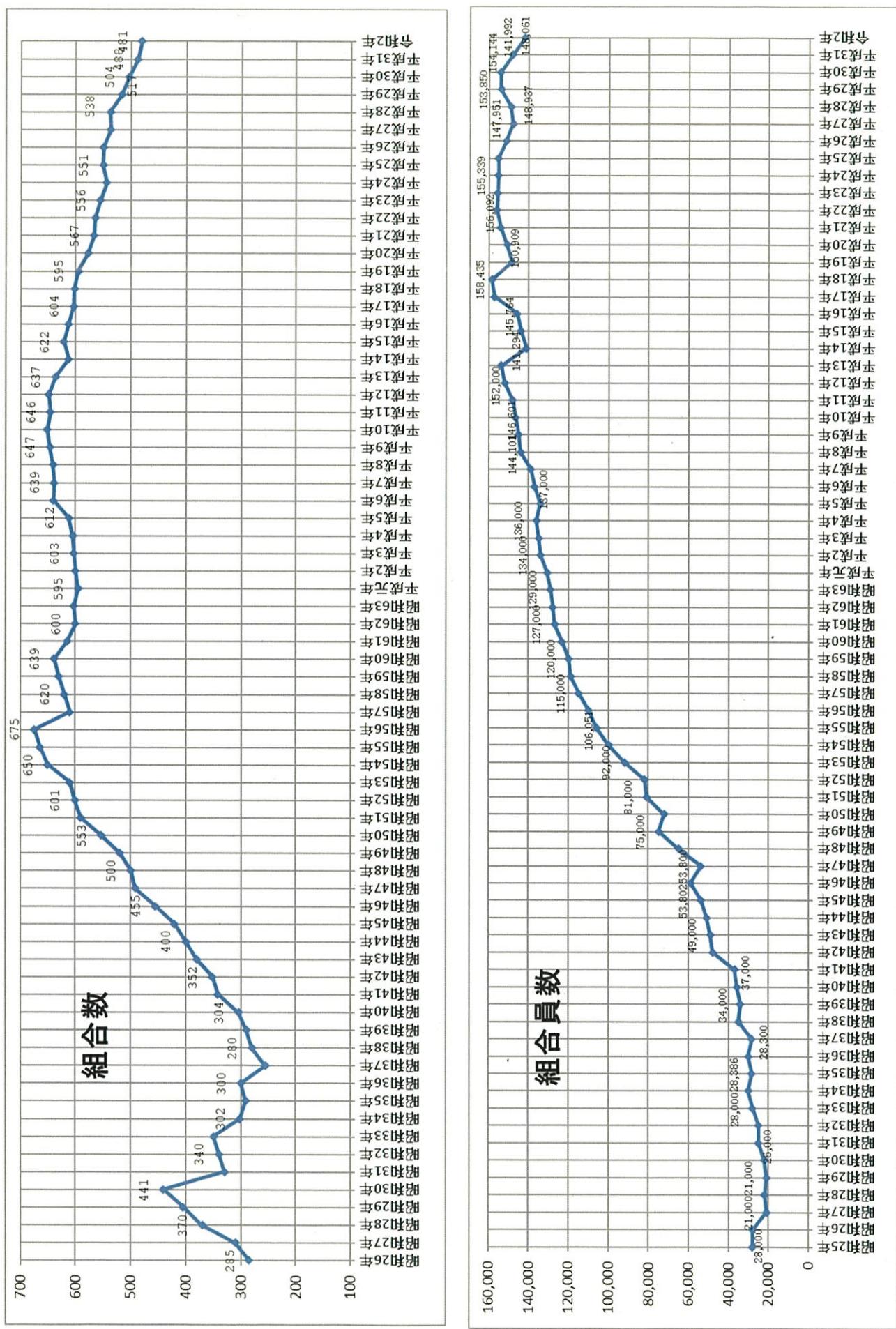
③会員・非会員の別

令和 2 年 1 月 1 日現在の宮城県中央会における県内組合の会員・非会員の状況は、下記のとおりで、組織率は組合で 97.3%、企業で 95.7% となっている。

(令和 2 年 1 月 1 日現在)

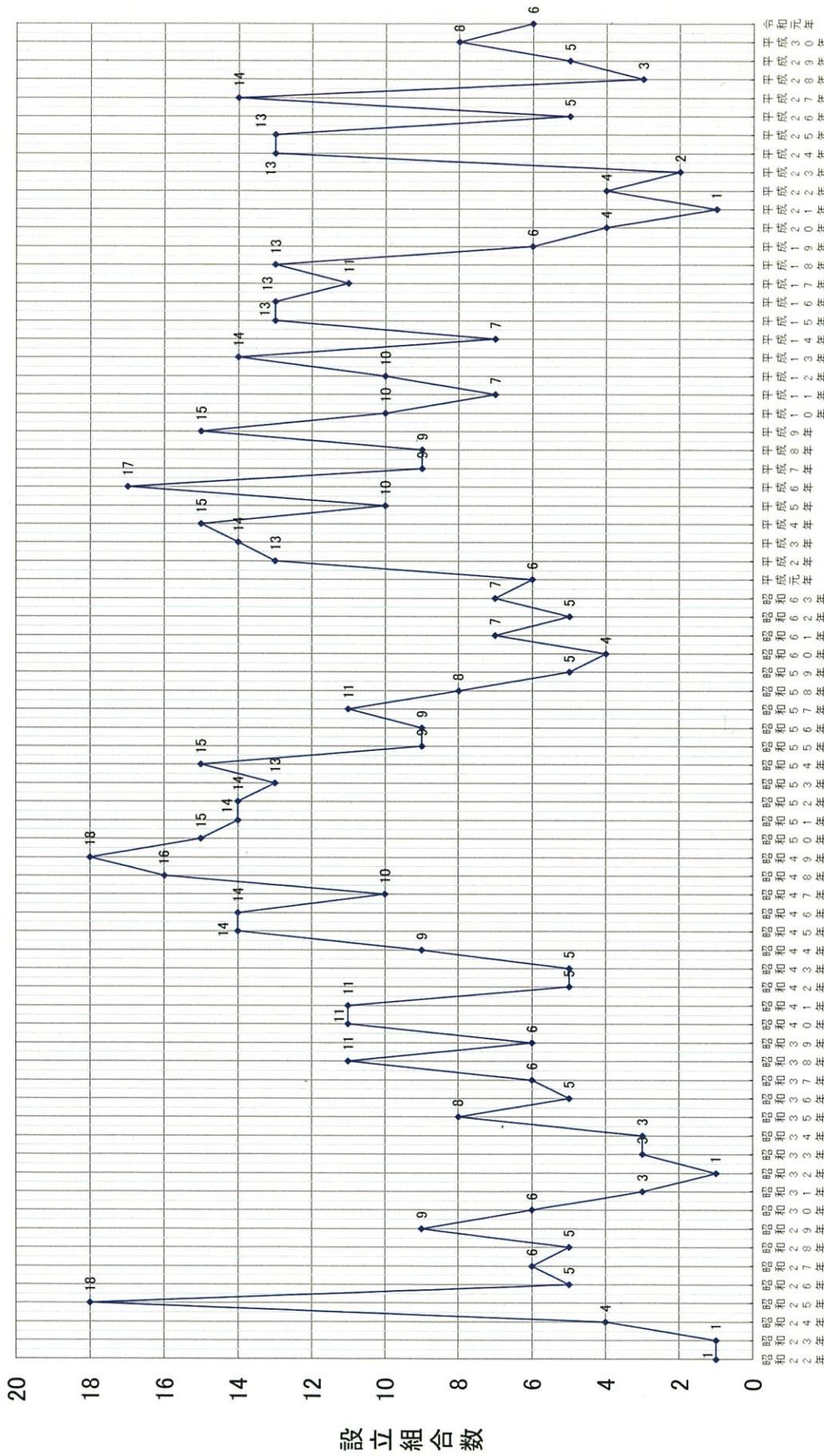
会員		非会員		合計		会員率	
組合数	企業数	組合数	企業数	組合数	企業数	組合数	企業数
420	135,933	61	6,059	481	141,992	87.3%	95.7%

年代別組合と組合員数



組合設立年別狀況

6. 組合設立年別狀況



《参考》会員・非会員の別

令和2年1月1日現在

《参考》会員・非会員の別

令和2年1月1日現在

組合種別	会員		非会員		合計		会員率	
	組織数	所属員数	組織数	所属員数	組織数	所属員数	組織	所属員
01 事業協同組合	315	55,341	52	5,935	367	61,276	85.8%	90.3%
02 協同組合連合会	8	50	1	4	9	54	88.9%	92.6%
04 火災共済協同組合	1	16,385			1	16,385	100.0%	100.0%
06 信用協同組合	3	59,052			3	59,052	100.0%	100.0%
08 企業組合	12	145	5	62	17	207	70.6%	70.0%
09 協業組合	37	231	1	4	38	235	97.4%	98.3%
10 商工組合	21	3,207			21	3,207	100.0%	100.0%
12 商店街振興組合	22	1,498	2	54	24	1,552	91.7%	96.5%
13 商店街振興組合連合会	1	24			1	24	100.0%	100.0%
総計	420	135,933	61	6,059	481	141,992	87.3%	95.7%

4. 現状と課題

①中小企業の現状と課題

県内の中小企業は、東日本大震災からの復興が終わらないタイミングで新型コロナ感染拡大の影響を受け、昨年4月の景況悪化をピークに徐々に回復基調にあるが、コロナ収束が見通せない中、依然として厳しい経営状況が続いている。国の施策である雇用調整助成金、各種金融施策、税制措置等をフル活用して企業存続に全力を挙げている。

こうした中で「新しい生活様式」が定着し、消費者の生活様式の変化や働き方改革による職場環境等の変化が急速に進み、デジタル化や脱炭素等の社会的要請に対応していくことが求められている。本会は、行政及び関係機関等連携し、人材確保や販路拡大、事業承継等の会員企業の継続発展に資するしする支援業務を強力に推進していく。

②中小企業組合の現状と課題

県内の中小企業組合は東日本大震災以降、解散を原因とする組合の減少が加速しつつあり、また、組合は存続しているものの会員企業が廃業・倒産等により減少している組合も散見される。解散要因は、会員減少による共同事業の停滞、組合員の高齢化、社会環境の変化等様々であるが、組合事業の収益の悪化により組織運営が困難となるケースも徐々に増えつつある。組合は、東日本大震災直後に道路啓かい、建物の撤去、電気・水道・ガス等のライフライン復旧や支援物資の運搬等様々な場面で活躍し、その存在が改めて見直された。また、人材教育事業や情報提供機能のほか、CRS（企業の社会的責任）やBCP、SGGs等への対応など新たな役割が注目されている。

今後、組合が更に継続的に発展していくためには、共同事業の活性化や新規共同事業の創造とそれを支える人材の育成が不可欠である。本会は、組合の機能を最大限引き出せるよう会員組合のニーズに沿った支援を強力に推進していく。

II 新3カ年計画の内容

1. 中央会の使命・役割

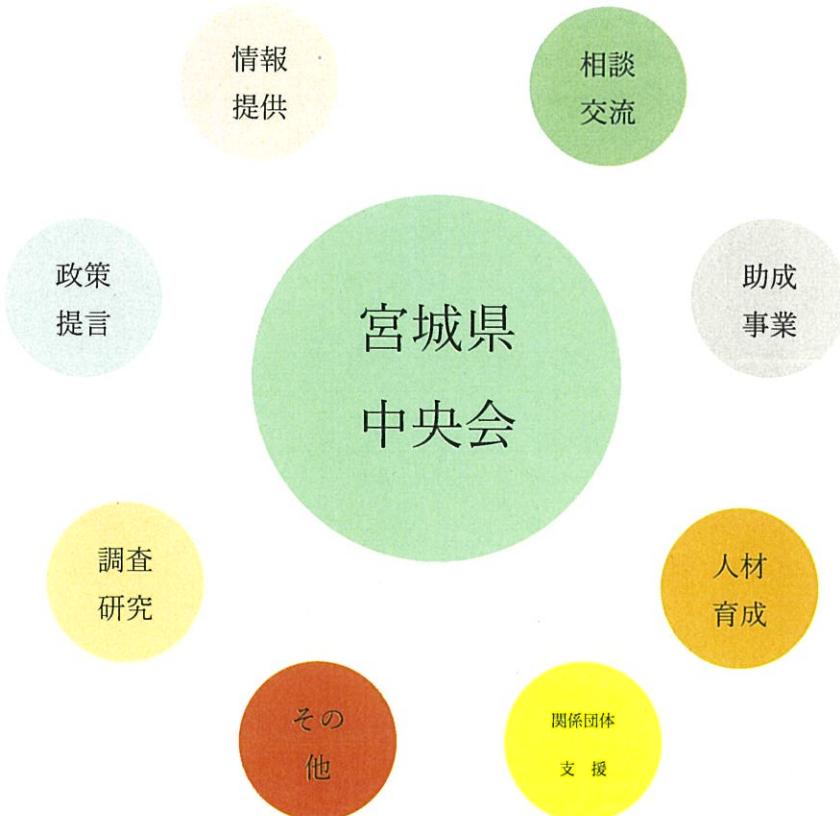
本会は、製造業、商業、サービス業など宮城県内470の中小企業組合を構成メンバーとし、傘下企業数は約14万社（重複分含む。）、組織率は95%に達する。本会はこれら宮城県内の中小企業者の育成振興を使命とする。

本会は、中小企業連携組織支援のための専門機関として、中小企業が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成など、中小企業組合及びその他の中小企業連携組織の健全な発展を図るために必要な事業を行うことを任務とする。

主な業務は、指導員・職員が組合等を訪問し、業界等が抱える問題の相談に応じるほか、各種助成事業の実施、講習会、研究会等の開催、ホームページや機関誌等を活用した各種施策の周知・連絡等の支援活動を行う。また、中小企業連携組織に関する調査・研究を行い、中小企業振興への提言や中小企業施策実現のための建議・要望を行う。

[中央会の事業内容]

宮城県中小企業団体中央会は、中小企業組合をはじめとする連携組織を通じて中小企業の発展を支援する。



2. 基本理念

新しい連携の姿の追求

宮城県中小企業団体中央会は、地元中小企業の創造性を最大限に活かす新しい連携の姿を追求し、連携組織を次世代につなぐ支援を行います。

3. 行動指針

区分	内容
現場・提案	中小企業組合と連携組織の専門支援機関としての誇りを持ち、今後も会員に寄り添い、経営課題解決のための真の伴走者として信頼される組織・職員を目指します。
創造・革新	新たな連携の可能性に挑戦していくことで、自らの感性を磨き、職員1人1人が高い次元の感動を提供できる創造的先駆者を目指します。
団結・行動	役職員が一丸となり、中小企業の組織化を推進し、多様な連携による共同事業や特色ある連携体を構築できる知識、経験、意欲、行動力を持った頼られる実務者集団を目指します。
啓発・成長	高い志とリーダーシップを持った職員を育成し、提案力とスピード感のある会員支援を目指します。

上記の基本理念、行動指針を指導員（職員）全員が共有し、具体的な目標設定と改善・実行により組合・企業の支援力を強化し、中央会のプレゼンス向上を図る。

4. 活動目的

本会は、組合が中小企業の経営資源を補完・補強するインフラであるとの認識の下、組合組織を活用し個別企業の生産性向上、付加価値の向上を図ることで地域経済の持続的発展に貢献してきた。しかし、中小企業を取り巻く環境が急激に変化している中で、企業が右肩上がりに成長することを前提とした定型的な事務指導（指導モード）から、企業が事業を開拓するための個別具体的支援（支援モード）への転換が求められている。

（※宮城県の事業である組合監査、現場指導、決算・定款変更・登記、法令順守事務等は除く。）

本会は、コロナ禍で長期化している需要の激減により危機に直面している中小企業の支援を強化するため活動目的を「組合等を通じた中小企業の経営基盤強化」とし、新3カ年計画における活動目的及び重点強化する機能を定める。

【活動目的】 「組合等を通じた中小企業の経営基盤強化」

【重点強化する機能】 職員（指導員）の目利き力、調整力、提案力、伴走支援力

上記活動目的を達成するため、新3カ年計画において下記の新規事業、強化事業を推進する。

区分	テーマ	事業名	備考
新規事業	事業再構築支援	中小企業等事業再構築促進事業	国・全中事業
	事業承継と経営資源集約化支援	事業承継・引継ぎ推進事業	国・全中事業
	生産性向上	ものづくり補助金・特別枠	国・全中事業
	デジタル化支援	組合デジタル化推進事業 (事務局) 集中支援事業で実施 (共同事業) 組合活性化支援事業で実施	県既存事業
	組合財政安定支援	組合財政改善事業	県既存事業 (監査指導)
強化事業	課題解決支援	組合万事相談窓口	県既存事業
	情報提供強化	機関誌E S P Oの刷新	県既存事業
		マスコミへの定期的情報提供	—
	陳情・要望・請願	全国大会への要望提出 その他（新型コロナ、地震・災害等）	—

5. 強化する機能（中核機能）

＜中央会は中小企業組合と会員企業の掛かりつけ医＞

- ◎現場巡回、相談対応の強化
- ◎相談案件の一元管理
- ◎案件ごとに必要な他機関へ紹介とフォロー支援

＜職員（指導員）の伴走支援力の強化＞

- ◎提案⇒実施⇒検証⇒フォローのP D C Aサイクル
- ※そのための職員の教育（資質向上）
 - ・中小企業大学校派遣
 - ・全国中央会研修派遣
 - ・東北・北海道ブロック中央会研修派遣
 - ・事務所内研修
 - ・資格取得の奨励（中小企業診断士、社労士等）

6. 4つの重点方針

新3カ年計画のメインテーマである“新しい連携の姿の追求”を達成するため、4つの重点方針を定める。

[4つの重点方針]

重点方針	内容	事業項目
組合支援	組合は中小企業が協同で経営資源を補完・補強するインフラであることから、組合事業をフル活用して中小企業の生産性向上・付加価値の向上を図っていく。	①共同事業活性化 ②共同事業再構築 ③デジタル化による生産性向上 ④合同人材教育・合同人材確保 ⑤事業継続力強化 ・ B C P 策定支援 ・ S D G s 対応支援
連携支援	組合間連携により互いの技術を融合させ、新たな製品やサービスの開発により販路開拓を図る他、組合間のB C P 策定等、不測の事態や災害に対応するシステム構築を支援する。また、組合以外の社団・財団等の会員加入、設立支援を強化し、組合とのコラボレーションによる新たな展開を支援する。	①同業種・異業種組合連携による新事業構築支援 ②広域・異業種B C P 構築支援 ③社団・財団等とのマッチング支援
企業支援	組合に加入する企業の新商品・新サービス開発支援や経営改善計画策定支援を強化する他、働き方改革に係る雇用・労働、テレワークや、デジタル化に対応する人材育成等を行い、個別企業の生産性向上を支援する。	①ものづくり補助金 ②経営改善計画策定支援 (認定経営革新支援機関) ③働き方改革に係る支援 ・ 同一労働・同一賃金 ・ 高年齢者雇用制度等 ④人材育成支援 ・ オンライン研修 ・ I T リテラシー向上等
組織強化 人材育成	中央会組織の継続と安定的な運営を維持するため、1種会員である組合、2種会員である社団・財団等公益法人及び個別企業の加入を促進するとともに、職員(指導員)の資質向上のための研修制度を強化する。	①非会員組合及び社団・財団等の加入促進 ②業界リーダーによる職員研修の定期的開催

7. その他付帯重点事項

①女性活躍推進

多様な視点からの意見を活用することで、組織に新たなイノベーションを起こし、常に変化し続ける経済情勢に対応する環境変化に強い組織の構築を目指します。

○役員の女性比率の向上

本会の理事・監事に占める女性の割合を増やし、多様な視点からの組織運営を図る。

○女性職員の管理職への登用

教育・研修の充実と働きやすい職場環境整備を推進し、女性管理職比率向上を図る。

②B C P (事業継続計画)

平成 30 年 5 月に策定した本会の災害時 B C P を毎年更新し、職員に周知徹底するとともに感染症に対応するための新たな B C P 策定に着手する。

〔B C P に係る主なスケジュール〕

○文書更新	毎年 4 月	〔総合調整部〕
○点検・是正	毎年 7 月	〔総合調整部〕
○教育・訓練	毎年 8 月	〔全職員対象〕

③中央会のコンプライアンス基本方針の遵守

令和元年 12 月に策定した本会のコンプライアンス基本方針の遵守を徹底する。

コンプライアンス基本方針

- (1) 本会業務活動のあらゆる場面で、関係法令を厳格に遵守します。
- (2) 知識の研鑽を図り、中小企業の振興、組織化促進と連携強化に取り組みます。
- (3) すべての人々が安心を得られるような組織運営を行います。
- (4) 職員一人ひとりを公正、公平に評価し、働き甲斐のある職場環境を実現します。
- (5) 循環型社会の形成を目指し、地球環境の保全に努めます。
- (6) 政治、行政等との健全かつ透明性の高い関係を構築します。
- (7) 反社会的勢力を排除し、不法行為及び不当要求行為を断固拒否します。
- (8) 地域社会の一員として、社会貢献活動に積極的に取り組みます。
- (9) 関係機関、会員組合等に対し、適時適切に組織情報を開示します。
- (10) 本基本方針を尊重して事業活動に取り組むとともに、本基本方針に反する事態が発生した場合には、原因究明と再発防止に努めます。

違反者に対する措置

このコンプライアンス基本方針に違反した者や違反行為を放置した者については就業規則に基づき処分します。

III 新規事業の内容

新3か年計画を推進するにあたり、令和3年度は下記の新規事業に取り組む。

1. 宮城県補助事業

■組合万事相談窓口

会員組合の相談受付体制を強化（情報漏えい・プライバシー強化）により、相談環境の改善を図る。また、相談内容の一元管理による迅速な対応と他機関への引継ぎをスムーズに実施する。

- ①事務所レイアウトの変更による環境整備
- ②一元管理による相談内容の共有と迅速対応
- ③専門機関への橋渡しの強化

■組合財政改善事業

組合監査指導事業を一部深化させ、活発に共同事業を実施する組合で、財務体質に課題を抱える組合をピックアップし、職員（指導員）が専門家等を活用して伴走型支援による財務体質改善を支援する。

- ①財務体質の課題の共有（理事長、事務局等）
- ②伴走型支援の実施
- ③財務体質改善の実現

■組合事務局デジタル化推進事業

会員企業のデジタル化が一段と加速化する中で組合事務局のデジタル化を図り、情報の迅速化と双方向性を確保し、組合事務局の機能向上を支援する。

- ①現状把握と支援内容の検討
- ②専門家による伴走型支援の実施

■組合共同事業デジタル化推進事業

組合の共同事業（既存事業）の実施スキームでデジタル化できる部分があれば、その部分についてデジタル化を図り、共同事業の生産性向上を支援する。

- ①組合共同事業の実施スキーム分析と課題の抽出
- ②専門家による伴走型支援の実施

2. 国・全中事業（第3次補正予算）

■中小企業等事業再構築促進事業

コロナ禍が長期化する中で、中小企業が新しい業種・業態に転換して活路を拓くことや廃業・倒産を防止し、雇用や技術を守りつつ、生産性の向上を図っていくという国の方針が明示された。中央会は、認定支援機関や商工中金等金融機関と連携し、中小企業の業態転換、新分野開拓、新規事業等の事業再構築を支援する。

※組合も補助対象

組合施設の改修、新分野、新製品開発を検討する組合の計画策定支援等

■事業承継・引継ぎ推進事業

令和3年度税制改正により下記内容の「経営資源集約化税制」が創設された。

- ・M&Aの効果を高める設備投資税制
- ・雇用促進を促す税額控除
- ・簿外債務等のリスク軽減を図るための準備金の損金算入

また、第三者承継時の簿外債務等のリスク軽減に対する「M&A保険」の推進が明記。

上記内容の周知広報とともに、組合が、組合員企業に事業承継・事業引き継ぎを検討する機会を提供する説明会等に対する支援を実施する。

■中小企業生産性革命推進事業（ものづくり補助金特別枠）

通常枠 上限 1,000万円 1/2 補助（小規模 2/3）

特別枠 上限 1,000万円 2/3 補助

※対人接触機会の減少に資する製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築を支援する。

3. 振興事業（自己財源事業）

■バーチャル展示商談会

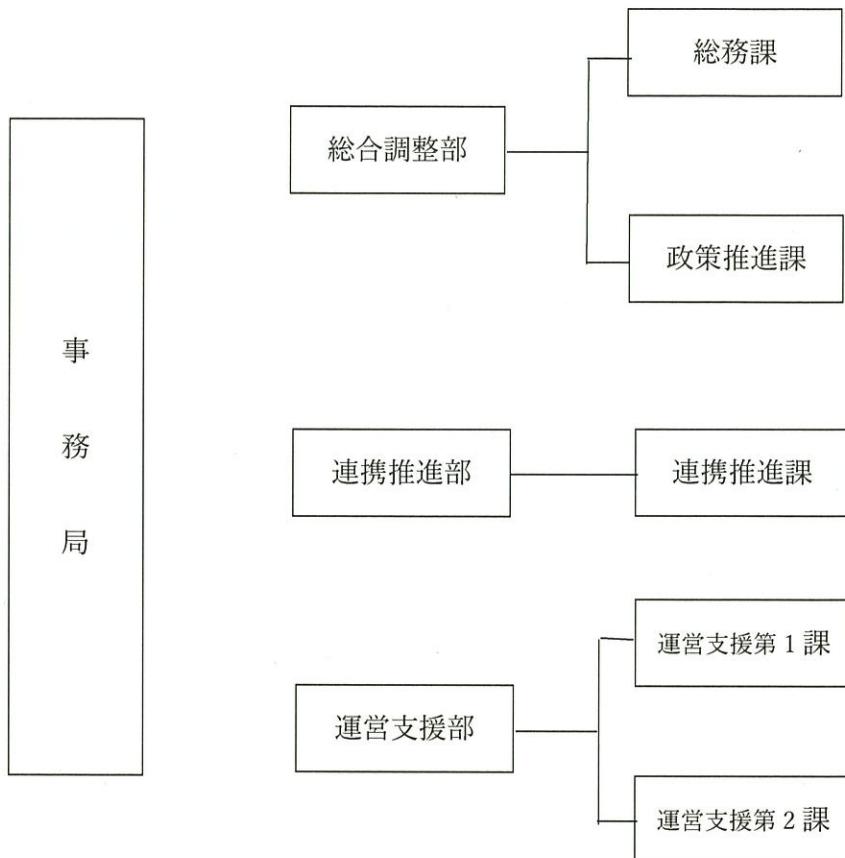
新型コロナの収束が見通せない中、従来型の展示商談会の開催は困難であることから、ネット上でのマッチングを行い、より具体的な商談が必要な場面で具体的な個別商談をアシストする。（現在、実施を検討中）

■中央会ネットワークサロン

ネット上にテーマを決めた委員会を立ち上げ、有志によるオンライン会議を実施する。その過程で、実際に会って情報交換が必要な場合は、その費用を一部補助する。（現在、実施を検討中）

IV 組織体制（担当業務）

新3か年計画を推進するにあたり、令和3年4月1日より下記の体制で業務を行う。



(総合調整部の事務)

- (1) 中央会の運営に関する事項
- (2) 政策要望・提言・陳情等に関する事項
- (3) 政策推進に関する調査等に関する事項
- (4) 共済事業に関する事項
- (5) 表彰に関する事項
- (6) 人事、総務に関する事項
- (7) 庶務に関する事項
- (8) 他の所管に属さない事項

(連携推進部の事務)

- (1) 連携組織及び中小企業の支援に関する事項
- (2) 組織化の推進に関する事項
- (3) 連携組織及び中小企業に関する調査・研究
- (4) 各種情報の収集・提供及び人材養成に関する事項
- (5) 連携組織及び中小企業の経営に関する講習会・研修会等の開催に関する事項
- (6) 各種施策・制度普及に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、組合等連携組織及び中小企業の連携推進に関する事項

(運営支援部の事務)

- (1) 組合の事業及び経営の支援に関する事項
- (2) 組織化の推進に関する事項
- (3) 組合等連携組織及び中小企業に関する調査・研究
- (4) 各種情報の収集・提供及び人材養成に関する事項
- (5) 組合の経営に関する講習会・研修会等の開催に関する事項
- (6) 各種施策・制度普及に関する事項
- (7) 受託団体の運営・事務及び会計に関する事項
- (8) 受託事業に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、組合等連携組織及び中小企業の連携推進に関する事項

